

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 理事長の選考（第 2 条－第 11 条）
- 第 3 章 理事長の任期（第 12 条）
- 第 4 章 理事長の解任（第 13 条・第 14 条）
- 第 5 章 雑則（第 15 条・第 16 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学定款（以下「定款」という。）第 10 条第 3 項の規定に基づき、理事長選考会議が行う金沢美術工芸大学（以下「大学」という。）の学長となる公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の選考及び解任等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 理事長の選考

（選考の時期）

第 2 条 理事長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長を選考する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。

2 理事長の選考は、前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の 3 月前までに、同項第 2 号から第 4 号までに該当する場合は、速やかに行うものとする。

3 理事長選考会議は、選考日程その他理事長選考に関し必要な事項を定め、公示しなければならない。

（理事長候補者の資格）

第 3 条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

（理事長候補者の推薦）

第 4 条 理事長選考会議は、理事長候補者の推薦を受け付けるものとする。

2 前項の推薦は、推薦資格者 5 人以上の者の連署によるものとし、本人の同意を得た上で、推薦書及び履歴書を理事長選考会議議長に提出するものとする。

3 推薦資格者は、次に掲げる者とする。

- (1) 理事長、理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員
- (2) 専任の教授、准教授、講師及び助教
- (3) 課長補佐級以上の職にある事務職員

4 推薦資格者は、理事長候補者 1 人に限り推薦を行うことができる。

5 理事長選考会議の委員は、推薦資格者となることができない。

（所信の提出及び公表）

第5条 理事長選考会議は、前条の規定により推薦された理事長候補者に対し、理事長候補者となることの意味を確認するとともに、理事長選考会議が定める様式により所信の提出を求めるものとする。

2 理事長選考会議は、理事長候補者から提出された所信を公表するものとする。

(意向投票の実施)

第6条 理事長選考会議は、学内の意向を調査するため、理事長候補者について、投票資格を有する者(以下「投票資格者」という。)による投票(以下「意向投票」という。)を行わせる。

2 投票資格者は、第2条第3項に規定する公示の日在職する第4条第3項各号に掲げる者とする。ただし、休職又は停職中の者は除く。

3 投票資格者が、意向投票の日までにその身分を失ったとき、又は休職若しくは停職となったときは、その資格を失う。

4 意向投票は、単記無記名投票とする。

5 意向投票の結果、有効投票数の過半数を得た者がある場合は、その者を最終理事長候補者とし、有効投票数の過半数を得た者がいない場合は、上位得票者から3人の者(末位に得票同数の者があるときは、これを同順位として加える。以下同じ。)について、再投票を行う。

6 前項に規定する投票の結果、有効投票数の過半数を得た者がある場合は、その者を最終理事長候補者とし、有効投票数の過半数を得た者がいない場合は、上位得票者から2人の者について、再投票を行う。

7 前項に規定する投票の結果、有効投票数の過半数を得た者がある場合は、その者を最終理事長候補者とし、有効投票数の過半数を得た者がいない場合は、2人の者を最終理事長候補者とする。

8 意向投票は、投票資格者の3分の2以上の投票が無ければ無効とする。この場合においては、理事長選考会議が定める日に改めて意向投票を行う。

9 理事長候補者が1人の場合は、意向投票を信任投票として行う。

10 信任投票は、投票資格者の3分の2以上の投票においてこれを有効とし、投票総数の過半数を得た者を最終理事長候補者とする。

11 信任投票が無効となった場合及び信任投票において理事長候補者が投票総数の過半数を得られなかった場合は、速やかに第4条第1項に規定する理事長候補者の推薦の受付を再度実施する。

(不在者投票)

第7条 意向投票は、投票資格者に公務による出張又はその他やむをえない事由がある場合、不在者投票を認める。

2 意向投票は、代理投票を認めない。

(投票管理委員会)

第8条 意向投票に関する事務を管理するため、投票管理委員会を置く。

2 投票管理委員会は、教授会構成員から選出された者4名をもって組織する。ただし、理事長選考会議の委員、理事長候補者は、投票管理委員会の委員になることはできない。

3 前項の委員選出に当たっては、委員が欠員となった場合補充する者をあらかじめ定めておくものとする。

(意向投票結果の報告及び公表)

第9条 投票管理委員会は、意向投票結果を理事長選考会議へ報告するとともに、学内に公示する。

(理事長予定者)

第10条 理事長選考会議は、最終理事長候補者について選考し、理事長予定者を決定する。ただし、理事長予定者としてふさわしくないと認められた場合は、速やかに第4条第1項に規定する理事長候補者の推薦の受付を再度実施する。

2 理事長選考会議は、前項の規定により理事長予定者を選考したときは、速やかにその旨を理事長又はその代理者に報告するとともに公表するものとする。

(任命の申出)

第 11 条 理事長又はその代理者は、前条第 2 項の報告があったときは、速やかに金沢市長（以下「市長」という。）に対し次期理事長の任命を申し出るものとする。

第 3 章 理事長の任期

(理事長の任期)

第 12 条 理事長の任期は 4 年とし、1 回に限り再任することができる。ただし、再任された場合の任期は 2 年とし、引き続き 6 年を超えることができない。

第 4 章 理事長の解任

(解任の申出)

第 13 条 理事長選考会議は、理事長が次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対して理事長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認められるとき。
- (4) その他理事長たるに適しないと認められるとき。

(解任の請求等)

第 14 条 理事長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には理事長の解任について審議を行わなければならない。

- (1) 市長が、理事長が地方独立行政法人法第 17 条第 2 項又は第 3 項の規定に該当するに至ったと認め、当該理事長の解任について理事長選考会議に付すよう、市長から理事長選考会議の議長に依頼があったとき。
 - (2) 経営審議会又は教育研究審議会が、理事長の解任請求を議決し、理事長選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき。
 - (3) 理事長選考会議が前条各号に該当するおそれがあると認めたとき。
 - (4) 投票資格者の過半数に当たる者が、理事長選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき。
- 2 理事長選考会議は、前項の審議を行うに際して、理事長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長選考会議は、審議の結果を、速やかに理事長に通知するとともに、公表するものとする。
- 4 理事長選考会議は、審議の結果、解任の申出をすることを議決したときは、市長に対し理由を付して理事長の解任を申し出るものとする。

第 5 章 雑則

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事長選考会議の議を経なければならない。

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考及び解任等に関し必要な事項は、理事長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。